

今週の専門用語



通貨スワップ

「異なる通貨間」で金利を交換する取引のこと。例えば、A社（円元本保有）とB社（ドル元本保有）の間で通貨スワップを行う場合、最初に両者間で元本を交換し（A社からB社に円元本、B社からA社にドル元本）、その後、満期日まではA社はB社に対し「ドル元本に係る金利」を、B社はA社に対し「円元本に係る金利」を支払う。そして、満期日には円とドルの元本を再び交換する。通常、金利スワップ取引などでは元本そのものが取引されることはないため、この点は通貨スワップ特有と言える。

証ひょう書類

契約書、請求書、領収書など取引の事実を証明する書類のこと。たとえば法人税の重加算税の取扱い（事務運営指針）では、国税通則法68条1項、2項に規定する「隠ぺい・仮装」には、二重帳簿の作成、帳簿書類の破棄・隠匿・改ざん、帳簿書類への虚偽記載のほか、相手方との通謀（あらかじめ示し合わせて事を企むこと）による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装経理を行っているなどの事実がある場合が該当するとされている。

信義則

正式名称は「信義誠実の原則」という。お互いに相手方の信頼を裏切らないように誠意をもって行動しなければならないという原則である（民法1条2項）。民法の基本原則の1つだ。この民法が規定する信義則は、私法上における原理とされているが、公法である税法の場面でも登場する。たとえば、課税当局の指導を信頼して申告を行った納税者が、その当局の指導を覆す内容の更正処分を受けたようなケースで信義則が問題になる。ただ、判例上は、税法における信義則の適用には消極的である。

◆消費税率上げまで残り2か月と迫ったなか、国税庁から待望の経過措置Q&Aの第二弾といえる「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」が公表された。実務上の疑問が多かった短期前払費用や出来高検収書、出荷基準・検収基準などの取扱いなどが示されている。◆一般的な常識から考えると「なるほど!」といえる内容であるが、現行の消費税法基本通達から考える税理士からすると、「どうして?」と疑問に思うところが多いと聞く。◆インボイス方式ではない帳簿方式の限界のような気はするが、今回のQ&Aで少しずつ実務は回っていきそうだ。
(MIN)

週刊T&A master 第532号

2014年1月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp